

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 液化石油ガス販売事業者の認定
- 保安林の指定施業要件の変更予定

消防保安課

【公告】

- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧
- 〃
- 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞
公共測量の終了
- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、
位置及び所管区に関する規則の一部を改正
する規則

治山課

経営支援課

耕地課

〃

水産課

監理課

地域課

【公安委員会】

（県例規集登載）

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第六十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和四年二月十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 液化石油ガス販売事業者の名称及び代表者の氏名

株式会社両備エネシス

代表取締役 松田 敏之

二 液化石油ガス販売事業者の住所

岡山市中区国富一丁目二番一三号

三 保安確保機器の設置及び管理の方法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商

産業省令第十一号）第四十六条第二号に掲げる方法

四 認定年月日

令和四年二月八日

◎岡山県告示第六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和四年二月十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年2月15日 岡山県公報 第12370号

〔六二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール津山

所在地 津山市河辺字桑ノ木一〇〇〇番地一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 イオンリテール株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

(1) 名称 有限会社セレクション

住所 大阪府茨木市南春日丘七―一―二

代表者の氏名 代表取締役 大野 修

ほか六十二者（届出書別紙一に記載のとおり）

（変更後）

(1) 名称 有限会社セレクション

住所 大阪府大阪市中央区南本町三―四―六

代表者の氏名 代表取締役 大野 修

ほか二十八者（届出書別紙二に記載のとおり）

4 変更年月日

令和三年十一月十九日ほか

二 届出年月日

令和四年二月四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年二月十五日から同年六月十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年2月15日 岡山県公報 第12370号

〔六三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、
県営土地改良事業（用排水施設整備 有城地区）計画を変更したので、関係書類を次の
とおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和四年二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（用排水施設整備 有城地区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和四年二月十五日から同年三月八日まで

三 縦覧の場所

倉敷市役所

〔六四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、
県営土地改良事業（ため池整備（一般） 樋路池地区）計画を変更したので、関係書類
を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和四年二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 樋路池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和四年二月十五日から同年三月八日まで

三 縦覧の場所

美咲町役場

令和4年2月15日 岡山県公報 第12370号

〔六五〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十六条第二項の規定による聴聞を行う。

令和四年二月十五日

一 聴聞を受ける者

岡山県知事

伊原木

隆

太

岡山県倉敷市玉島黒崎四七九八番地

平田

康則

香川県丸亀市牛島七〇六番地

横山

仁

岡山県倉敷市下津井吹上一丁目七番一四号

宮野

敏弘

岡山県笠岡市真鍋島四一五八番地

川東

恒夫

岡山県倉敷市児島塩生四四二〇番地

松井

守

二 期日

令和四年二月二十八日午後一時三十分から

三 場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁七階水産課分室

令和4年2月15日 岡山県公報 第12370号

〔六六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和四年二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

玉野市上山坂・下山坂地内	測量区域
公共測量（数値地形図作成）	測量の種類
令和四年一月三十一日	終了年月日

◎岡山県公安委員会規則第一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月十五日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第九号の表秀天交番の項中「槌ヶ原一〇六一の四」を「用吉一六八九番地四」に改める。

第十二号の表福田交番の項中「福田町古新田一二二一の四」を「福田町古新田一二二一番地二〇」に改める。

附 則

この規則は、令和四年二月十七日から施行する。ただし、第九号の表の改正規定は令和四年二月二十五日から施行する。